

農用地等貸付希望申出書

年 月 日

(業務受託者)

様

住 所
氏 名
電話番号

群馬県邑楽郡千代田町赤岩1111-111
千代田 次郎
0276-86-2111



※個人が自署する場合は押印省略可

私は、以下の事項を承諾のうえ、次の農用地等を貸し付けたいので申し出ます。

1 貸し付けを希望する農用地等

番号	土地の所在				現況 地目	面積(m ²)	登記名義人※	備 考
	市町村名	大字又は町	字	地番				
1	千代田町	赤岩	五反田	1	田	988		
2	千代田町	赤岩	五反田	2	田	988		
3	千代田町	上五箇	駒形	3	田	988		

※「登記名義人」欄は、申出者と登記名義人が異なる場合に記入してください。

2 農用地等の貸し付けに際しての意向 ※口をチェックを入れ、具体的内容は()内に記入してください。

(1) 農地の利用方法について

- ☒ 制約を付けない
☐ 制約を付けたい → ()

(2) 貸し付け契約期間について

- ☒ 10年(原則)
☐ 具体的な希望がある → ()

(3) 賃貸料について

- ☒ 地域の標準賃料(原則)
☐ 0円(使用貸借)でもよい
☐ 具体的な希望がある → ()

(4) その他の要望

[水利費は耕作者負担]

3 公益財団法人群馬県農業公社(以下「公社」という。)が農地中間管理権を設定(借入契約を締結)するまでの間は、自ら農用地等を管理していただきます。

4 農用地等の借受け者の選任は、公社に一任していただきます。

5 留意事項

(1) この申出書の有効期間は2年間です。また、事情により貸し付け希望がなくなった場合には、「農用地等貸付希望取下げ書」を提出してください。

(2) 経営移譲年金、相続税又は贈与税の納税猶予、土地改良事業の賦課金については、公社が借入を決定した後に所定の手続きを行ってください。

6 次の「機構関連事業が行われることがある」旨の説明を受けましたか！ ➡ ☒ ※所有者等チェック欄

〔 15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律195号)第87条の3第1項の土地改良事業(機構関連事業)が行われることがあります。 〕

7 この申出書に記載された個人情報について、農地中間管理事業の実施を目的として、必要に応じ、事業に関係する機関、団体、個人へ情報を提供します。

借受希望者を探すため、申出農用地の情報を公社ホームページに公開することについて

☒ 同意する